

処分基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：遺失物法施行規則
根 拠 条 項：第30条第1項
処 分 の 概 要：特例施設占有者の指定の取消し
原権者（委任先）：北海道公安委員会又は方面公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>遺失物法第17条（特例施設占有者）</p> <p>遺失物法施行令第5条第5号（特例施設占有者の要件）</p> <p>遺失物法施行規則第30条第1項（指定の取消し）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。
<p>問 い 合 わ せ 先：</p> <p>北海道警察本部総務部会計課監査係（電話011-251-0110）</p> <p>各方面本部会計課監査係</p> <p style="text-align: right;">(函館方面の場合（電話0138-31-0110）)</p> <p style="text-align: right;">(旭川方面の場合（電話0166-35-0110）)</p> <p style="text-align: right;">(釧路方面の場合（電話0154-25-0110）)</p> <p style="text-align: right;">(北見方面の場合（電話0157-24-0110）)</p>
備 考：